

(別添1)

労 災 保 険 率 表

(平成24年4月1日改定)

事業の種類	事業の種類	労 災 保 険 率	
		改定前	改定後
林業	林業	1000分の60	
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の32	1000分の20
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の41	1000分の40
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の87	1000分の88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の30	1000分の19
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の6.5	1000分の5.5
	採石業	1000分の70	1000分の58
	その他の鉱業	1000分の24	1000分の25
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の103	1000分の89
	道路新設事業	1000分の15	1000分の16
	舗装工事業	1000分の11	1000分の10
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の18	1000分の17
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の13	
	既設建築物設備工事業	1000分の14	1000分の15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の9	1000分の7.5
	その他の建設事業	1000分の19	
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の6.5	1000分の6
	たばこ等製造業	1000分の5.5	1000分の6
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の4.5	1000分の4
	木材又は木製品製造業	1000分の15	1000分の13
	パルプ又は紙製造業	1000分の7	1000分の7.5
	印刷又は製本業	1000分の4.5	1000分の3.5
	化学工業	1000分の5	
	ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5	
	コンクリート製造業	1000分の14	1000分の13
	陶磁器製品製造業	1000分の18	1000分の19
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26	
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の7	1000分の6.5
	非鉄金属精錬業	1000分の8.5	1000分の7
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の7.5	1000分の7
	鋳物業	1000分の19	1000分の17
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の11	1000分の10
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の7.5	1000分の6.5
	めつき業	1000分の6	1000分の7
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の6.5	1000分の5.5
	電気機械器具製造業	1000分の3.5	1000分の3
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の5	1000分の4.5
	船舶製造又は修理業	1000分の23	
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の3	1000分の2.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の4		
その他の製造業	1000分の7.5	1000分の7	
運輸業	交通運輸事業	1000分の5	1000分の4.5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の11	1000分の9
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の12	1000分の11
	港湾荷役業	1000分の17	1000分の16
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の3.5	1000分の3
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の12	
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13	
	ビルメンテナンス業	1000分の6	1000分の5.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の7	1000分の6.5
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の3	1000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の4	1000分の3.5
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の3	1000分の2.5
その他の各種事業	1000分の3		

注) 改定後が空欄の事業については改定は行われない。